

自然再生基本方針の見直しの検討に基づく「必要な措置（案）」について

資料6

赤字：自然再生専門家会議現地調査における専門家委員の意見を踏まえた修正

青字：法定協議会の実施者の意見を踏まえた修正

緑字：法定外の自然再生実施者等の意見を踏まえた修正

紫字：日本学術会議 環境学委員会 自然環境保全再生分科会における委員の意見を踏まえた修正

1. 前回の見直しに関する検討

ポイント1 地域の自然再生の取組の効果的な推進に関する事項

前回の見直し内容	見直しの結果による現行の自然再生基本方針	必要な措置（案）	
		現 状	対 応
自然再生の目標設定、実行、検証を通じた科学的な過程の重要性を強調	1 自然再生の推進に関する基本的方向 (2) 自然再生の方向性 ウ 科学的知見に基づく実施 自然再生事業は、科学的知見に基づいて実施するべきであり、地域における自然環境の特性や生態系に関する知見を活用し、自然環境が損なわれた原因の全体像を社会経済活動等との関係を含めて科学的に明らかにするなど、科学的知見の十分な集積を基礎としながら、自然再生の必要性の検証を行うとともに、 <u>自然再生の目標や目標達成に必要な方法を定め、実行し、それを検証するという過程に沿って実施することが必要</u> です。	前回の見直しの際に、科学的知見については、旧基本方針では曖昧になっているため、仮説を立てて実行し、それを検証するという科学的プロセスに沿って自然再生を実施することが必要であることから、自然再生の目標設定、実行、検証を通じた科学的な過程の重要性が強調された。 見直し以降、実施計画を作成している全ての協議会において、自然再生の目標や目標達成に必要な方法を定め、実行し、検証する過程により自然再生を進め、効果が出始めている。 (参考事例) ・竜串地区では、サンゴ群集の保全・再生を図るため、目標を定め、目標達成に向け透視度やサンゴの被度の回復状況を把握し検証する過程により自然再生を進め、サンゴの被度も回復している。	・現行の基本方針のとおりとする。
自然再生を地域社会の活性化につなげ、持続性を確保することの重要性を強調	1 自然再生の推進に関する基本的方向 (2) 自然再生の方向性 カ 地域の産業と連携した取組 自然再生を持続的かつ効果的に進めるためには、地域の産業と連携しつつ対応することが必要です。特に農林水産業は自然の物質循環機能に依存した持続可能な生産活動であり、里地里山等の二次的自然の形成に大きく寄与してきました。このことを踏まえ、自然再生事業に関連して、関係者の合意を得ながら、農業や化学肥料などの削減等による環境に配慮した農業生産活動、水と生態系のネットワークの保全に配慮した水路、ため池、水田のあぜ等の持続的な維持管理活動や基盤整備の実施、生物多様性に配慮した森林施業の実施、漁場環境の再生状況に応じた漁具の選定や漁期の設定など、地域の環境と調和のとれた取組を推進することが必要です。これらの地域では、長年にわたる人の営みと自然の相互作用によって特有の生態系や文化が形成されてきたことを踏まえ、農林漁業者をはじめとする地域の知見を尊重し、生物多様性の維持にとって重要な伝統的維持管理の手法を活用しながら自然再生を進めるとともに、地域の産業や社会経済活動と自然再生を関連づけ、自然資源の循環利用、 <u>地域社会の活性化につなげる</u> ことにより、持続可能な取組としていくことが重要です。	前回の見直しの際に、自然再生を継続的に実施していくためには、地域経済や文化と関連づけた自然再生の取組が必要であり、特に、二次的自然については、再生の必要性が高くなっており、その維持管理、自然再生と地域活性化との関係について明記することが必要であることから、自然再生を地域社会の活性化につなげ、持続性を確保することの重要性が強調された。 現在、自然再生が地域社会の活性化につながり、自然再生の持続性を確保する事例が出始めている。 (参考事例) ・阿蘇地区では、野焼きや牛の採食行動を活用した草原の維持等自然再生を実施するための阿蘇草原再生募金を立ちあげ、これまでに約 7,000 万円の寄付金等を集めたところである。これを用いて、地域の牧野組合に対し、あか牛を購入することに対する補助等を行っており、地元畜産業の活性化につながるとともに、牛の採食行動を活用した草原の維持につながっている。 ・中海では、自然再生の取組で除去したオゴノリを堆肥化し、堆肥そのものや堆肥を用いて栽培した野菜の販売などを行っている。また、オゴノリの堆肥を使った「海藻米」ブランドを確立するなど、自然再生の取組が地域活性化にも繋がっている。	・現行の基本方針のとおりとする。
協議会の設立や運営に対する支援を強化	5 その他自然再生の推進に関する重要事項 (5) 協議会の支援 実施者は、協議会を組織したとき、または、全体構想、実施計画を作成したときは、主務大臣及び当該自然再生事業の対象となる区域の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を報告するとともに、関連する資料を送付し、技術的支援その他の必要な協力を求めることができること。 <u>国は、協議会等に対する技術的支援を行うため必要に応じて自然再生専門家会議を開催するほか、協議会の設立や協議会間の情報交換、地域住民・民間団体等が行う自然再生活動等への支援を行うとともに、地方公共団体と協力して自然再生の推進に努めること。</u>	前回の見直しの際に、協議会の立ち上げ前後に協議会への支援が必要であることから、追加されたものである。 現在、実施計画の作成やそれに基づく実証試験に対する支援や実施計画の作成の際に、専門家会議委員からの専門的知見に基づくアドバイスが行われるなど協議会への支援を実施しており、自然再生の推進につながっている。 一方で、新たな自然再生協議会の設立が鈍化してきており、この設立を全国的に促して、自然再生を推進する必要がある。	・協議会への支援については、自然再生事業の継続性の課題でもあるため、ポイント4(1)で対応

下線は、自然再生基本方針を追加・強調した箇所を表している

ポイント2 生態系の保全・劣化要因の除去の視点と、全国的・国際的視点の強化に関する事項

前回の見直し内容	見直しの結果による現行の自然再生基本方針	必要な措置(案)	
		現 状	対 応
残された自然の保全の重要性と、生態系の劣化要因の除去の重要性を強調	<p>1 自然再生の推進に関する基本的方向 (2) 自然再生の方向性</p> <p><u>残された自然の保全を優先するとともに、自然生態系の劣化の根本的な要因を取り除くことが重要であり、当面の局所的な絶滅を防ぐなどの短期的な対策と併せて、劣化要因とその複合的作用の結果として生じる劣化状況を把握した上で対策の検討、実施に取り組むよう留意すべきこと。</u></p>	<p>前回の見直しの際に、第三次生物多様性国家戦略を踏まえて追加された。</p> <p>現在、残された自然の保全を優先するとともに、当面の局所的な短期的な対策と併せて、自然生態系の根本的な劣化要因を取り除くことを念頭においた自然再生が行われ始めている。</p> <p>(参考事例)</p> <p>・石西礁湖地区では、直接的なサンゴの再生と併せて、劣化要因となっている赤土の流出を防止する陸域対策に係る行動指針を策定し、赤土流出の原因となっているサトウキビ栽培に対して、赤土の流出を抑えるための支援を行っている。</p>	<p>・現行の基本方針のとおりとする。</p>
国土のランドデザイン、生態系ネットワークを踏まえた全国的、広域的な視点からの取組を強化	<p>5 その他自然再生の推進に関する重要事項 (6) 全国的、広域的な視点に基づく取組の推進</p> <p>国は、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国際的取組の動向を踏まえつつ、わが国の自然的社会的状況に応じた自然再生の取組の推進に努めること。また、各地域の特性を活かした取組とともに、わが国の生物多様性は海や空を介して周辺の各国とつながっているといった国際的な視点も含め、<u>生物多様性から見た国土のランドデザインを考慮し、国土レベルの生物多様性の総合評価や生態系ネットワーク構想の具体的な進展も踏まえ、自然再生の必要性の高い地域を明らかにするための検討を進めるなど、全国的、広域的な視点に立った取組の計画的な推進に努めること。</u></p>	<p>前回の見直しの際に、第三次生物多様性国家戦略を踏まえて追加された。</p> <p>現在、自然再生事業は、全国的に協議会を設立し、取組は進められてきているが、それらの取組は、部分的なものであり、全国的、広域的な視点に立った取組が計画的に推進しているとは言えない。</p> <p>また、国土のランドデザインを考慮し、国土レベルの生物多様性の総合評価や生態系ネットワーク構想の具体的な進展を踏まえることに関しては、環境省では、COP10 の場で公表された「生態系と生物多様性の経済学(TEEB)」の最終報告を受け、生物多様性や生態系サービスの経済価値評価に向けた検討や生物多様性の現状や危機の状況等を明らかにする生物多様性評価の地図化を進めており、自然再生の実施に当たっては、これらの評価手法が確立し次第、その評価結果を取り入れる必要がある。</p>	<p>・取組の更なる強化が必要であるため、ポイント4(2)で対応</p>
地球温暖化による影響も考慮した自然再生の取組の推進	<p>1 自然再生の推進に関する基本的方向 (2) 自然再生の方向性</p> <p>急速に進みつつある地球温暖化は、生態系に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、環境の変動に対する適応力の高い、地域に固有の健全な生態系を確保することが重要であるとともに、<u>生物の多様性の保全及び持続可能な利用は地球温暖化の防止等に資することを踏まえて、自然再生に取り組む必要があります。</u></p>	<p>前回の見直しの際に、第三次生物多様性国家戦略を踏まえて追加された。</p> <p>現在行われている自然再生事業の中には、森林、草原、湿原の再生等、炭素固定能力を有する取組もなされており、自然再生を推進することで、地球温暖化の防止に資する。</p>	<p>・現行の基本方針のとおりとする</p>

ポイント3 自然環境学習・研究の一層の推進に関する事項

前回の見直し内容	見直しの結果による現行の自然再生基本方針	必要な措置(案)	
		現 状	対 応
自然再生事業の実施と連携した技術の研究開発の推進	<p>5 その他自然再生の推進に関する重要事項</p> <p>(2) 調査研究の推進</p> <p>国及び地方公共団体は、地域の自然環境データを長期的・継続的に把握し適切に提供するとともに、<u>自然再生事業の実施と連携しつつ、自然再生に関する技術の研究開発に努めること。</u></p>	<p>前回の見直しの際に、第三次生物多様性国家戦略を踏まえて追加された。</p> <p>現在、自然再生事業の実施と連携し、自然再生に関する技術の研究開発を進めている事例が出始めている。</p> <p>(参考事例)</p> <p>・中海地区では、硫化水素の発生源となっている浚渫窪地の解消のため、窪地の覆砂を検討している。その際、覆砂材の技術開発に関して、企業が開発した覆砂材を利用するために、環境省の環境研究総合推進費を活用し、覆砂材としての安全性の検討を実施した。</p>	<p>・現行の基本方針のとおりとする</p>
自然再生事業を実施している地域の自然再生学習への積極的な活用の促進	<p>1 自然再生の推進に関する基本的方向</p> <p>(2) 自然再生の方向性</p> <p>キ その他自然再生の実施に必要な事項</p> <p>環境教育・学習を進める際には、<u>自然再生事業を実施している地域が積極的に活用されることが大切</u>であり、そのため、学校教育機関や研究機関、博物館及び公民館等の社会教育施設、ビジターセンターなどの自然環境学習施設など、地域の関係機関との協力と連携を強化する必要があります。また、過剰な利用により自然再生に悪影響が及ばないようなルール作りを併せて行うことも重要です。</p>	<p>前回の見直しの際に、自然再生事業地で環境学習を実施することで自然環境の大切さや脆弱さを実地で知ることが大切であることから追加された。</p> <p>現在、自然再生事業地が環境学習の場として活用されている一方で、その継続的な実施について課題も生じている。このため、学校教育機関と密な連携を図ることや、自然再生事業地を高等教育における環境教育等の場としても活用を進めることや自然再生への子どもの参加を進めることを通じて、より一層、自然再生事業地の環境学習への活用を進める必要がある。</p> <p>従って、自然再生事業地を活用した環境学習の継続的な実施等に対する措置を追加する必要がある。</p> <p>(参考事例)</p> <p>・神於山地区では、自然再生事業地を地元小学生の環境学習の場として活用している。さらに、岸和田市の教育委員会と連携して、岸和田市のすべての新人教員に対し、自然再生事業地が環境学習研修の場としても活用されている。</p> <p>しかし、学校毎に環境学習に取り組む手法は様々であるため、継続的に環境学習を実施するには工夫が必要。</p>	<p>・取組の更なる強化が必要であるため、今回の検討を踏まえた基本方針への追加で対応</p>

今回の検討を踏まえた基本方針への追加

現 状 課 題	必要な措置（案）	自然再生基本方針		追加箇所
		現行規定	改訂（案）	
自然環境学習の取組の更なる強化の対応（1）	<p>環境学習の継続的な実施の重要性について追加</p> <p>環境学習は、一過的に行うものではなく、継続的に行うことで地域に根付いたものとなるものである。自然再生事業を実施している地域を活用した環境学習を継続的に行うためには、学校教育機関と密な連携を図ることが効果的であり、それに向けて、自然再生の実施者は学校側と環境学習の内容や開催時期などについて十分に調整するとともに、各学校の学習指導計画と関連付けた環境学習プログラムを作成することが大切である。</p> <p>このため、自然再生基本方針の見直しにおいて、上記事項に留意する。</p>	-	<p>自然再生事業を実施している地域を活用した環境学習を継続的に行うためには、学校側と十分に調整を図り、学校側のニーズを踏まえた学習プログラムを作成し提示するなど、学校教育機関と密な連携を図ることが効果的です。さらに、各学校の学習指導計画と関連付けた環境学習プログラムを作成し学校側に提示することも、自然再生事業地を活用した環境学習を進めるために効果的であることを認識することが重要です。</p> <p>また、自然再生事業を実施している地域を活用した環境学習が、各学校の学習指導計画に基づいて行われることにより、教員等が代わった場合においても、計画的な活動を続けることに繋がることを認識し、取り組むことが重要です。</p>	1.(2)自然再生の方向性 オ 環境学習の推進 に内容追加
	<p>将来の担い手となる子どもの参加促進の重要性について追加</p> <p>自然再生には長期間を要するため、多世代が豊かな自然環境を享受する機会が多い。このため、自然再生事業の実施にあたっては、多世代にわたって継続的に実施できるような地域における将来の担い手となる子どもの積極的参加が重要である。</p> <p>また、自然再生事業への子どもの参加は、環境学習を実地の場で行うことに繋がるものである。</p> <p>このため、自然再生基本方針の見直しにおいて、上記事項に留意する。</p>	-	<p>自然再生には長期間を要するため、多世代にわたる取り組みが重要です。</p> <p>また、再生された自然環境は、次世代も享受するものとなるため、自然環境の将来計画の検討や自然環境調査などを行う際は、地域の子どもの参加を促し、目指すべき自然環境の目標をともに考えていくことも重要なことです。</p> <p>このため、自然再生の実施者は、地域の学校などと連携を図り、地域の子どもたちとともに将来の自然環境を考え、ともに自然再生に取り組むことが重要です。</p>	1.(2)自然再生の方向性 オ 環境学習の推進 に内容追加
	<p>高等教育における環境教育の場としての自然再生事業地の活用の重要性について追加</p> <p>日本学術会議環境学委員会において、平成20年に「学校教育を中心とした環境教育の充実に向けて」、平成23年に「高等教育における環境教育の充実に向けて」の提言を出している。</p> <p>この提言を踏まえ、脱温暖化、生物多様性はもとより、サステナビリティ社会の構築に向けて「環境教育」の充実を図ることは重要なことである。</p> <p>自然再生事業を実施している地域が、平成23年の提言内容にある、大学・大学院等の高等教育における「環境および環境教育の研究と人材養成」の場となり得ること、また、環境学習が地域によって大いに個性的に多様性に富んだ方法で展開されるべきとの内容は、現行基本方針には記載されていない内容であり、自然再生の概念とも合致するものである。</p> <p>このため、自然再生基本方針の見直しにおいて、上記事項に留意する。</p>	-	<p>自然再生事業を実施している地域は、様々な環境学習の実施の場として活用でき、大学・大学院等の高等教育においても、教員養成課程の受講者が環境教育を学ぶ場をはじめ、環境及び環境教育の研究と人材養成を行う場となり得ることを認識することが重要です。なお、環境学習は、各大学・各大学院等によって、また、地域によって個性的に、多様性に富んだ方法で展開されることが大切である点に留意することも重要です。</p>	1.(2)自然再生の方向性 オ 環境学習の推進 に内容追加
	<p>環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針の反映（環境省、文科省、農水省、経産省、国交省の共管）</p> <p>平成24年6月に「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づき、「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」が閣議決定され、地球温暖化、生物多様性保全、循環型社会形成等の最近の動きへの対応について、追加・修正がなされた。</p> <p>この中で、自然再生に係ることとして、環境教育によって育成することを目指す人物像が明らかにされ、自然再生における環境学習においても参考とすべき内容である。</p> <p>このため、自然再生基本方針の見直しにおいて、上記事項に留意する。</p>	-	<p>環境保全の推進のためには、課題を発見・解決する力やコミュニケーション能力などの「未来を創る力」、環境の変化に気付く力や自然環境の不可逆性を理解する力などの「環境保全のための力」を有する人材を育む環境教育が必要です。また、環境教育を実施する際は、地域を教材として実感を伴った学びの機会を提供すること、双方向型のコミュニケーションにより、気付きを「引き出す」ことなどが重要です。</p>	1.(2)自然再生の方向性 オ 環境学習の推進 に内容追加

現 状 課 題	必要な措置（案）	自 然 再 生 基 本 方 針		追加箇所
		現行規定	改訂（案）	
自然環境学習 の取組の更なる強化の対応 （２） 【 - 1】	<p>防災・減災の観点を取り入れた自然環境学習の重要性について追加</p> <p>東日本大震災の発生は、自然環境は人間に対して自然の恵みを与えてくれる一方で、災害リスクも有していることを改めて気付かされるきっかけとなった。</p> <p>科学技術の進歩により、人間は自然をある程度コントロールできるような力を持ってきた一方で、荒ぶる自然による災害は完全に防ぐことは困難であり、災害に機敏に対応できる「ひと」と「コミュニティー」で構成される社会を構築していく必要がある。</p> <p>このような背景から、これからの自然環境学習では、自然の恵みと災害リスクという両義性を十分に認識し、防災・減災の観点について、意識的・意欲的に取り入れていくべきである。</p> <p>また、現在の自然再生の取組においても、植樹活動の際に山林に樹木があることにより土砂崩壊が抑制されていることなどを学ぶといった防災・減災教育が行われている。</p> <p>このため、自然再生基本方針の見直しにおいて、上記事項に留意する。</p>	-	<p>自然再生事業を実施している地域を活用した自然環境学習の実施にあたっては、自然環境は自然の恵と災害リスクという両義性を有していることを踏まえて、災害にも強い持続可能な社会の構築に向けて、防災・減災の観点を取り入れていくことも重要です。</p>	1.(2)自然再生の方向性 オ 自然環境学習の推進 に文書追加
【 - 4、 - 2】	<p>持続可能な開発のための教育（ESD）の観点を取り入れた自然環境学習の重要性について追加</p> <p>里山などの地域の自然環境や社会環境を将来世代にまで引き継いでいくためには、持続可能な社会づくりを担う人材を育てることが重要である。</p> <p>また、ESDの10年を総括し、2015年以降も国内外において更にESDを推進していくことを目的に、愛知県名古屋市及び岡山市において「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議」を開催する予定であり、本会議を通じて、児童生徒、教員等のESDに関する意義・関心を一層高め、国内におけるESDの普及啓発を図ることとしている。</p> <p>このため、自然環境学習の実施にあたっては、ESDの観点を取り入れ、自然環境の学習や体験を通じて、ものごとを主体的に考え行動できる人材の育成に繋げていくことが重要である。</p> <p>国においては、ESDの観点を取り入れた環境教育プログラムの作成、情報発信等に努めており、これらを活用することなども有用である。</p> <p>このため、自然再生基本方針の見直しにおいて、上記事項に留意する。</p>	-	<p>里山などの地域の自然環境を将来世代にまで引き継いでいくためには、持続可能な社会づくりを担う人材を育てていくことが重要です。</p> <p>このため、自然再生事業を実施している地域を活用した自然環境学習の実施にあたっては、「持続可能な開発のための教育」の観点を取り入れ、自然環境の体験や学習を通じて、ものごとを主体的に考え行動できる人材の育成に繋げることも重要です。</p> <p>この際、「持続可能な開発のための教育」の観点を取り入れた環境教育プログラム等を活用することも有用です。</p>	1.(2)自然再生の方向性 オ 自然環境学習の推進 に文書追加

2. 自然再生が進んできた結果新たに生じた課題への対応（ポイント4）

（1）自然再生の本格的実施（計画・調査段階から工事実施及び工事完了への段階）に関する事項

（技術的課題）

自然再生の工事実施、工事完了、維持管理の課題に対する解決策の取組推進

現 状 課 題	必要な措置（案）	自 然 再 生 基 本 方 針		追加箇所
		現行規定	改訂（案）	
【 - 1、 - 2 】 工事実施中の順応的取組の事例不足への対応	<p>自然再生における順応的取組の事例集約と情報発信の重要性について追加</p> <p>平成 15 年に自然再生推進法が施行されて 10 年が経過し、自然再生においては、調査・研究の段階から実施の段階に移行しつつある。自然再生は順応的に取り組むものであるが、順応的な考え方に基づき、事業を適切な方向へ修正するプロセスに沿った取組が少ない状況にある。</p> <p>この原因として、順応的な取組に関する参考事例が少ないうえ、情報が集約されていないことが考えられる。</p> <p>このため、自然再生基本方針の見直しにおいて、上記事項に留意する。</p>	-	<p>自然再生の実施段階では、順応的な手法により事業を適切に実施することが重要です。</p> <p><u>順応的取組は、過去の経験の蓄積に基づいて実施することが必要であるため、このため、</u>自然再生の実施者は、成功・失敗に関わらず順応的な取組の情報を可能な限り公開するとともに、国は順応的取組の参考となる事例を集約し広く情報発信することに努める必要があります。</p>	1.(2) 自然再生の方向性 工 順応的な進め方 に内容追加
	<p>地域住民等が有する自然環境情報を基にしたモニタリングの重要性について追加</p> <p>順応的取組は、地域の自然環境に係る情報に基づいて判断し実施するものであるため、国や地方公共団体が有している情報のほかにも、地域住民等により観察・調査されている自然環境情報を入手することで、より地域の自然環境に即したモニタリングの実施に繋がるものである。</p> <p>例えば、鳥類の飛来状況や生息状況、昆虫の分布状況などは、それを愛する地域住民などが多くの正確な情報を有している場合もあり、自然再生の実施者がその情報を積極的に入手することも重要なことである。</p> <p>このため、自然再生基本方針の見直しにおいて、上記事項に留意する。</p>	-	<p>順応的取組は、地域の自然環境に係る情報に基づいて判断し実施するものであるため、自然再生の実施者は、地域住民が有する自然環境情報を積極的に入手することも重要なことです。</p>	

現 状 課 題	必要な措置（案）	自 然 再 生 基 本 方 針		追加箇所
		現行規定	改訂（案）	
工事完了後の維持管理手法に関する対応	<p>工事完了後の維持管理におけるモニタリングの継続の必要性について追加</p> <p>平成 15 年に自然再生推進法が施行されて 10 年が経過し、自然再生においては、工事完了を迎える地域も出てきている。</p> <p>工事完了後の自然環境は、脆弱なものであり、自然環境を再び劣化させないようにすることが重要である。</p> <p>従って、工事完了後においても、継続的なモニタリングにより自然環境を監視し、再劣化した場合には、必要に応じて科学的知見を基に対応を行うことにより自然環境が安定するまで適切な措置を講ずる必要がある。</p> <p>このため、自然再生基本方針の見直しにおいて、上記事項に留意する。</p>	-	<p>工事実施中のみならず工事完了後においても、継続的なモニタリングを実施することにより自然環境を監視し、再劣化した場合には、必要に応じて科学的知見を基に対応を行うことにより自然環境が安定するまで適切な措置を講ずることが必要です。</p>	1.(2) 自然再生の方向性 カとキの間に「自然再生後の自然環境の扱い」として追加
	<p>工事完了後の自然環境の再劣化の防止の重要性について追加</p> <p>工事完了後の自然再生地において、過剰な利用に伴う自然環境の再劣化や再生しつつある希少動植物の盗難が生ずる地域が出てきている。</p> <p>従って、利用による自然環境の再劣化を防止するためのワイズユースの取組を検討することや希少動植物の盗難を防止するための地域住民等に対する知識の普及対策を検討する必要がある。</p> <p>このため、自然再生基本方針の見直しにおいて、上記事項に留意する。</p>	-	<p>再生されつつある自然環境を再劣化させないためには、豊かな自然の適切な利用に関するルール作りなどの検討を行うことや環境学習を取り入れるなど希少動植物の盗難を防止するための知識の普及を行うことが重要です。</p>	

現 状 課 題	必要な措置(案)	自 然 再 生 基 本 方 針		追加箇所
		現行規定	改訂(案)	
<p>自然再生の取組における評価の推進</p> <p>【 - 1 】</p>	<p>自然再生の取組における評価の推進の重要性について追加</p> <p>自然再生の取組は、事業を実施するだけでなく、それにより地域の動植物の個体数や種数の変化など自然環境の質をも再生していくものであり、自然再生の取組によって自然環境の質がどのように変化したかを評価することも重要なことである。</p> <p>自然再生の取組による自然環境の質の変化を評価することは、その効果や要因を明らかにすることに繋がるとともに、自然再生の更なる推進や理解に繋がるものである。</p> <p>このため、自然再生の取組において、必要に応じて有識者などを活用して自然環境の質的な変化を評価することに加え、自然再生に取り組む組織の成果・成長を明らかにしていくことも重要なことである。</p> <p>このため、自然再生基本方針の見直しにおいて、上記事項に留意する。</p>	-	<p>自然再生の取組による自然環境の再生状況について評価することも大切なことであり、自然再生の取組による自然環境の質の変化を評価することは、その効果や要因を明らかにすることに繋がり、自然再生の更なる推進や理解に繋がるものです。</p> <p>このため、自然再生の取組において、必要に応じて有識者などを活用して自然環境の質的な変化を評価することに加え、自然再生に取り組む組織の成果・成長を明らかにしていくことも重要なこととなります。</p>	<p>1.(2)自然再生の方向性</p> <p>ウ 科学的知見に基づく実施</p> <p>に内容追加</p>

(組織的課題)

自然再生の継続性の課題に対する解決策の取組推進

現 状 課 題	必要な措置(案)	自 然 再 生 基 本 方 針		追加箇所
		現行規定	改訂(案)	
自然再生の継続のための人材確保等への対応(1)	<p><u>自然の復元力等を利用した</u>維持管理作業の省力化の必要性について追加</p> <p>自然再生の維持管理作業には、多くの労働力が継続的に必要となるが、実施者の高齢化や固定化により、将来の労働力が不足し、継続的な維持管理が困難になるおそれがある。</p> <p>従って、密な維持管理を行う箇所と自然の遷移や復元力に委ねる箇所をゾーニングすることなどにより維持管理作業の省力化について検討することが必要である。</p> <p>このため、自然再生基本方針の見直しにおいて、上記事項に留意する。</p>	-	<p>自然再生の維持管理作業を継続的に実施するためには、密な維持管理を行う箇所と自然の遷移や復元力に委ねる箇所をゾーニングすることなどにより維持管理作業の省力化について検討することも重要です。</p>	1.(2)自然再生の方向性カとキの間に「自然再生の継続実施に向けて」として追加
	<p>次世代の担い手育成の必要性について追加</p> <p>自然再生を行う際には、自然再生協議会の担い手となる者の役割が重要である。しかし、担い手の高齢化が課題となっており、自然再生協議会に対してアンケートを行ったところ、約7割の協議会員が今後10年以上自然再生を継続できないと考えており、将来の自然再生の継続に対して危機感を抱いている。</p> <p>従って、自然再生事業の継続のためには、次世代の担い手の育成を急ぐ必要がある。</p> <p>このため、自然再生基本方針の見直しにおいて、上記事項に留意する。</p>	-	<p>自然再生の実施には長期間を要することから、異なる世代にわたり、実施者の取組が必要です。</p> <p>このため、次世代の実施を見据え、担い手の育成を図りながら、自然再生を進めることが重要です。</p>	
	<p>新たな実施者・協力者の確保の必要性について追加</p> <p>自然再生の実施者の高齢化や新規参加者が少ないことから自然再生の継続が困難になりつつある一方で、新たな情報発信ツールや雑誌等を活用することにより自然再生に若者や女性といった新たな実施者・協力者を得ている協議会や地元のスポーツチームと連携することにより、自然再生への新たな参加者を得ている協議会もある。</p> <p>さらに、ボランティアの方々との協働で自然再生を行う際には、安全対策マニュアルを作成するなど安全に作業が実施されるよう努めた上で、自然再生に楽しさ・達成感が得られるような作業内容・作業量とするよう工夫することで継続的に自然再生を実施している協議会もある。</p> <p>従って、工夫を行うことにより、新たな実施者・協力者の獲得に努める必要がある。</p> <p>このため、自然再生基本方針の見直しにおいて、上記事項に留意する。</p>	-	<p>自然再生の継続のためには、地域住民と協力して進めることが重要です。</p> <p>このため、自然再生の実施者は、新たなツールや雑誌等を活用して若者や女性といった実施者・協力者に対しても情報発信を積極的に行うことや地域住民の関心の高い取組と連携することが重要であることを認識し、工夫を行うことにより、新たな実施者・協力者の獲得に努めることも重要です。</p> <p>また、ボランティアの方々との自然再生を行うにあたっては、楽しさ・達成感が得られるよう作業内容・作業量を工夫するとともに、作業の安全管理・安全対策には細心の注意を払うことが重要です。</p>	

現 状 課 題	必要な措置(案)	自然再生基本方針		追加箇所
		現行規定	改訂(案)	
自然再生の継続のための人材確保等への対応(2)	<p>企業との連携の重要性について追加</p> <p>自然再生協議会が自然再生を実施していく際に、人材・資金等が不足するという課題があり、アンケート結果によると、その課題解決のために、企業との連携や企業からの支援が必要と考えている自然再生協議会員が8割を超える。</p> <p>自然再生協議会と企業が連携している事例として、自然再生協議会が技術と場の提供を行い、企業が自然再生の実施に必要な資材や労力の提供を行うことがある。</p> <p>自然再生協議会側は資金と労力の確保、企業側は社会貢献による自社PRや企業の社員等への福利厚生に繋がるものであり、自然再生協議会と企業の双方に利点があるものである。</p> <p>また、自然再生の取組によって生じた不要資材をバイオマス燃料に利用するなど有効活用を図ることは、自然再生協議会と企業との連携に繋がるほか地球温暖化の防止への貢献に繋がることが期待される。</p> <p>また、企業の事業活動によって生じる資材や技術を自然再生に活用し自然再生の推進に繋がっている事例も出てきている。</p> <p>従って、自然再生事業の継続のためにも、自然再生協議会が企業と連携することは重要である。</p> <p>このため、自然再生基本方針の見直しにおいて、上記事項に留意する。</p>	<p>1 自然再生の推進に関する基本的方向</p> <p>(2) 自然再生の方向性</p> <p>カ 地域の産業と連携した取組</p> <p>自然再生を持続的かつ効果的に進めるためには、地域の産業と連携しつつ対応することが必要です。特に農林水産業は自然の物質循環機能に依存した持続可能な生産活動であり、里地里山等の二次的自然の形成に大きく寄与してきました。</p> <p>このことを踏まえ、自然再生事業に関連して、関係者の合意を得ながら、農薬や化学肥料などの削減等による環境に配慮した農業生産活動、水と生態系のネットワークの保全に配慮した水路、ため池、水田のあぜ等の持続的な維持管理活動や基盤整備の実施、生物多様性に配慮した森林施業の実施、漁場環境の再生状況に応じた漁具の選定や漁期の設定など、地域の環境と調和のとれた取組を推進することが必要です。これらの地域では、長年にわたる人の営みと自然の相互作用によって特有の生態系や文化が形成されてきたことを踏まえ、農林漁業者をはじめとする地域の知見を尊重し、生物多様性の維持にとって重要な伝統的維持管理の手法を活用しながら自然再生を進めるとともに、地域の産業や社会経済活動と自然再生を関連づけ、自然資源の循環利用、地域社会の活性化につなげることにより、持続可能な取組としていくことが重要です。</p>	<p>企業と連携して自然再生を進めることは、自然再生の実施者にとっては、企業から資材や労働力の面で支援を受けることが可能となり自然再生事業の継続に繋がるものとなります。</p> <p>また、企業にとっては、社会貢献活動の効果的な情報発信や社員等への場の提供による福利厚生へ繋がるばかりでなく、活動から生じるバイオマスを燃料として活用するなど、地球温暖化も含めた様々な可能性が考えられるものです。</p> <p>また、企業の事業活動によって生じる資材や技術を自然再生に有効利用することも、自然再生の実施者・企業双方の利益ともなり得るため、積極的な情報交換を図ることが重要です。</p> <p>なお、企業との連携を進めるにあたっては、当該事業が自然再生の実施者と企業の双方の利益に繋がるものであることを認識して、自然再生事業の内容とともに、自然再生による環境保全上の効果や企業にとっての再生エネルギーの活用など様々な可能性を明らかにすることが大切です。</p>	1.(2) 自然再生の方向性 カ 地域の産業と連携した取組 に内容追加
	<p>専門家との連携の重要性について追加</p> <p>自然再生は、専門的知識を有する者の協力を得て、順応的な方法により実施することが必要である旨は、現行規定に記載されているところであるが、自然再生事業地を大学等の学術機関の研究フィールドとして研究者や学生が活用し、自然再生に係るモニタリングや実施を含む調査研究を共同で行うことで、自然再生の質の向上に加え、自然再生を実施する人材確保や担い手の育成を図り、自然再生事業の継続に繋がるものとなる。</p> <p>従って、自然再生事業の継続のためにも、自然再生協議会が専門家と連携することは重要である。</p> <p>このため、自然再生基本方針の見直しにおいて、上記事項に留意する。</p>	<p>1 自然再生の推進に関する基本的方向</p> <p>(2) 自然再生の方向性</p> <p>エ 順応的な進め方</p> <p>～(略)～</p> <p>自然再生事業は、複雑で絶えず変化する生態系その他の自然環境を対象とした事業であることから、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を得て、自然環境に関する事前の十分な調査を行い、事業着手後も自然環境の再生状況をモニタリングし、その結果を科学的に評価し、これを当該自然再生事業に反映させる順応的な方法により実施することが必要です。</p>	<p>自然再生の実施において、大学等の学術機関と連携することは、専門的知見に基づく助言を受けることによる自然再生の質の向上に加え、研究者や学生が自然再生に参加することで、自然再生事業の継続にも繋がることを認識して自然再生に取り組むことが重要です。</p>	

現 状 課 題	必要な措置（案）	自然再生基本方針		追加箇所
		現行規定	改訂（案）	
自然再生の継続のための人材確保等への対応(3)	<p>自然再生協議会の設立を促進する必要性の追加</p> <p>広域的な豊かな自然環境を再生していくためには、自然再生事業が全国各地で展開されることで、豊かな自然環境が全国的に再生されていくことが重要である。平成 25 年度現在、自然再生協議会が全国 24 箇所で設立され自然再生事業を推進しているところであるが、新たな設立が近年鈍化傾向にある。</p> <p>協議会を設立し、事業を継続するためには活動費用が必要であり、すでに設立している協議会においても活動費用が必要であると考えており、協議会の設立を促すためには、活動費用の確保が必要となる。</p> <p>このため、国は、自然再生協議会の設立を検討している団体に対して、自然再生に活用できる事業制度や協議会の継続的取組に資する資金確保の手法などについて情報提供に努めることが重要である。</p>	<p>5 その他自然再生の推進に関する重要事項 （5）協議会の支援</p> <p>実施者は、協議会を組織したとき、または、全体構想、実施計画を作成したときは、主務大臣及び当該自然再生事業の対象となる区域の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を報告するとともに、関連する資料を送付し、技術的支援その他の必要な協力を求めることができること。国は、協議会等に対する技術的支援を行うため必要に応じて自然再生専門家会議を開催するほか、協議会の設立や協議会間の情報交換、地域住民・民間団体等が行う自然再生活動等への支援を行うとともに、地方公共団体と協力して自然再生の推進に努めること。</p>	<p>また、自然再生協議会の設立を検討している団体に対して、自然再生に活用できる事業制度や協議会の継続的取組に資する資金確保などの各種手法についての情報を提供するなど必要な措置を講じること。</p>	<p>5（5）協議会への支援に内容追加</p>

(2) 自然再生の部分的な実施から広域的取組への展開に関する事項

自然再生協議会の広域的取組の推進

現 状 課 題	必要な措置(案)	自 然 再 生 基 本 方 針		追加箇所
		現行規定	改訂(案)	
自然再生協議会が広域的に展開できる取組への対応	<p>指標種等の保全目標設定による地域連携に基づく広域的な自然再生の推進の重要性について追加</p> <p>自然再生事業は、全国的に協議会を設立し、取組が進められてきているが、それらの取組は、部分的なものにとどまっている場合がある。しかしながら、広大な地域にまたがる生態系の再生においては、学術的観点からも部分的な再生では不十分であり、広域的な取組が不可欠である。</p> <p>そのため、自然再生をより効果的に行うためには、広域的取組を推進する必要がある。</p> <p>広域的な取組の事例として、コウノトリのような生息範囲が広大な高次消費者を共通の指標種として再生目標とすることで、地域の自然環境について共通認識が生まれ、広域地域の連携のもと実施される自然再生の取組が出始めている。</p> <p>従って、自然再生協議会が広域的に展開できるようにするためには、地域の自然再生における共通認識が生まれ、多様な主体による広大な地域の連携のもと広域的な自然再生に繋がるよう生息範囲が広大な高次消費者等を指標種とするなどビジョンを明確にすることも重要である。</p> <p>このため、自然再生基本方針の見直しにおいて、上記事項に留意する。</p>	-	<p>自然再生協議会が広域的に展開するためには、地域の自然再生における共通認識を醸成し、広大な地域の連携のもと自然再生を推進していくことも重要です。このためには、生息範囲が広大な高次消費者等を指標種として定めるなど目標が目に見えるものとすることも重要です。</p>	5.(7) 全国的、広域的な視点に基づく取組の推進に内容追加
	<p>自然再生に係る技術の共有による地域連携に基づく広域的な自然再生の推進の重要性について追加</p> <p>同種の自然再生地域において、活用できる自然再生技術を情報共有することで地域連携が生じ広域的な自然再生に繋がることもある。</p> <p>従って、自然再生協議会が広域的に展開できるようにするためには、自然再生技術の情報が広く共有されることも重要であるため、国は自然再生技術の情報を集約するとともに、広く情報発信することに努める必要がある。</p> <p>このため、自然再生基本方針の見直しにおいて、上記事項に留意する。</p>	-	<p>広域的な自然再生を進めるためには、自然再生の技術の情報が広く共有されることも重要であるため、国は自然再生技術の情報を集約するとともに、広く情報発信することに努める必要があります。</p>	
	<p>生物多様性の現状や危機の状況等の地図化に基づく広域的な自然再生の推進の重要性について追加</p> <p>【 - 1、 - 2、 - 2】</p> <p>生物多様性国家戦略 2012 - 2020 において、生物多様性の現状や危機の状況等を空間的に地図化し、生物多様性の保全上重要な地域を特定することを通じて、優先的に保全・回復すべき地域での取組を進展していくことについて記載されており、生物多様性の現状や危機の状況を明らかにした地図化作業や、自然環境の現況や将来の姿の見える化が全国各地で進むようマニュアル作成を進めている。が進められている。</p> <p>国はこれらの取組を進め、地方公共団体等は地図化情報やマニュアルを参考として、地域における自然環境の現状や将来の姿を明確にするよう務めることが重要である。これにより、地域の自然環境の目指す姿が明らかとなることで、全国各地で自然環境の保全・再生活動の推進が期待されるものである。</p> <p>従って、自然再生協議会が広域的に展開できるようにするためには、この地図化の内容を踏まえるものとする必要がある。</p> <p>このため、自然再生基本方針の見直しにおいて、上記事項に留意する。</p>	-	<p><u>全国各地で広域的な自然再生を進めるためには、自然再生の実施にあたり、生物多様性の現状や危機の状況等を空間的に評価した地図化を進めていくことや地域における自然環境の現状や将来の姿を明確にすることが重要です。の内容を踏まえて進めていくことも重要です。</u></p> <p><u>このため、国は地図化作業やそれを全国的に進めていくためのマニュアル作成に努めるとともに、地方公共団体は地域の生物多様性の保全及び維持可能な利用に関する基本的な計画である生物多様性地域戦略の策定を進めるなど自然環境の現状や将来の姿を明確にするよう務めることが重要です。</u></p> <p>また、国は、自然再生を全国的・効果的に進めるために、自然環境に係る情報を収集・整理し、自然環境を再生する必要がある地域を明らかにしていくことも重要です。</p>	

小さな自然再生の取組の推進

現 状 課 題	必要な措置（案）	自然再生基本方針		追加箇所
		現行規定	改訂（案）	
<p>地域住民等が実施する小さな自然再生協議会によらずとも実施できる自然再生の取組の推進</p> <p>【 - 2、 - 2、 - 3、 - 2、 - 2】</p>	<p>自然再生協議会によらずとも実施できる地域住民等が実施する小さな自然再生の重要性について追加</p> <p>自然再生推進法に基づく自然再生は、地域住民、専門的知識を有する者、関係行政機関など様々な主体からなる協議会を立ちあげ実施するものである。このため、広い範囲を対象とし専門的知見を基に多様な意見を調整しながら実施できるものであるが、一方で、自然再生協議会の設立や実施に至るまでに多くの調整と時間を要するという課題があることも事実である。</p> <p>従って、協議会を組織化することなく、当該基本方針に従い、<u>地域住民等が身の回りの自然再生に個人等で取り組む</u>小さな自然再生は、早期に実施できるほか、全国各地で取り組まれることにより、広域的な自然再生に繋がることが期待できるものである。</p> <p>ただし、小さな自然再生の実施にあたっては、地域の方針に沿うこと、地域の遺伝的特性に適合した種を用いることや外来種を持ちこむことのないよう十分注意する必要がある。</p> <p>このため、自然再生基本方針の見直しにおいて、上記事項に留意する。</p>	-	<p><u>広域的に自然環境を保全・再生していくためには、早期に実施でき、全国各地で展開されることで、広域的な自然再生に繋がる</u>地域住民個人等が行う<u>小さな自然再生の取組も必要なものであるため、重要で</u>。国や地方公共団体は、<u>取組の参考となる事例の整理・情報発信に務めることが重要です。</u></p> <p>ただし、小さな自然再生の実施にあたっては、<u>地方公共団体が定める生物多様性地域戦略で示される地域の自然環境が目指す方向や内容を参考とするとともに必要に応じて環境省に相談し、</u>地域の遺伝的特性に適合した種を用いることや外来種を持ちこむことのないよう努める必要があるため、<u>必要に応じて環境省や関係地方公共団体、地域の自然環境の情報や知識を豊富に有する博物館などに相談することも重要です。</u>等。</p> <p>また、小さな自然再生の推進にあたり、広範囲かつ多様な主体で連携して行うことが効果的なものについては、自然再生協議会を設立して発展的に取り組むことが重要です。</p>	5.(8)として「小さな自然再生の推進」として追加
	<p><u>小さな自然再生に活用できる事例情報を整理することの重要性について追加</u></p> <p>地域住民等が実施できる小さな自然再生を進めるためには、取組の参考となる事例情報を整理・発信することが必要であり、意欲ある地域住民等が自発的に取り組めるように周辺環境を整えることが重要となる。</p> <p>このため、国や地方公共団体は、小さな自然再生の取組に参考となる情報について整理するとともに情報発信に努めることが重要である。</p>			
	<p><u>小さな自然再生を正しく行うことの重要性について追加</u></p> <p>地域住民等が実施できる小さな自然再生は、全国各地で展開されることにより、広域的な自然環境の保全・再生に繋がるものであるが、外来動植物を移植・放流するような間違った自然再生がなされている事例があるのも事実である。</p> <p>このため、地域の固有種や遺伝的特性を配慮した自然再生を行うためには、必要に応じて環境省や関係地方公共団体、地域の自然環境の情報や知識を豊富に有している博物館などに相談し、地域の自然環境に応じた<u>適切な種</u>自然再生を進めることが重要である。</p> <p>このため、自然再生基本方針の見直しにおいて、上記事項に留意する。</p>			

民間団体による自然再生の取組の推進

現 状 課 題	必要な措置(案)	自 然 再 生 基 本 方 針		追加箇所
		現行規定	改訂(案)	
NPO等民間団体が主導となって行う自然再生の取組の推進	<p>民間団体による自然再生の重要性について追加</p> <p>自然再生を進めるにあたり、民間団体との協働やそれに向けた支援が重要であることについては、現行の基本方針に示されているところである。</p> <p>現在、中海自然再生協議会や久保川イーハトープ自然再生協議会等民間団体が主導となって自然再生を行う協議会が設立され、自然再生を実施している。</p> <p>民間団体が主導となり実施する自然再生は、事業方針や企業・大学等との連携等事業実施にあたっての意思決定を早期に行うことが可能であることから、自然再生の効果が早期に発現することもあり、これらの取組が全国各地で実施されると、広域的な自然再生に繋がることが期待できることから重要なものである。</p> <p>このため、自然再生基本方針の見直しにおいて、上記事項に留意する。</p>	<p>1 自然再生の推進に関する基本的方向</p> <p>(2) 自然再生の方向性</p> <p>キ その他自然再生の実施に必要な事項</p> <p>自然再生を将来にわたって効果的に推進するため、国及び地方公共団体は、調査研究の推進と科学技術の振興を図るとともに、全国的な事例などの情報提供に努める必要があります。自然再生に関する施策の実効を期するためには、地域住民等の理解と協力が不可欠であり、自然再生の取組に際しては、地域の協議会での話し合いを通じて合意の形成を図るとともに、自然再生の対象となる区域において一定の権原を持つ土地の所有者等の理解と協力を得ながら進めることが不可欠です。地域の民間団体や地域住民などの参加、協働という形をより一層活発化させていくため、民間団体などが民有地も含めて活動を展開していくことを地域全体で支えていく仕組みや、民間団体などの活動の支援が重要となっています。</p>	<p>民間団体が行う自然再生は、早期の事業実施や効果発現に繋がるものであり、豊かな自然環境を再生していくためには欠くことができないものです。</p> <p>このため、国や地方公共団体は、民間団体による自然再生が円滑に進むよう必要な情報を提供するとともに、活動の支援に努めることが重要です。</p>	<p>1 .(2) 自然再生の方向性</p> <p>ケ その他自然再生の実施</p> <p>に内容追加</p>

(3) 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」及び「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の改正に応じた自然再生の取組に関する事項

現 状 課 題	必要な措置（案）	自 然 再 生 基 本 方 針		追加箇所
		現行規定	改訂（案）	
希少野生動植物種等の指定に応じた生息地の再生の推進	<p>希少野生動植物種等の指定に応じた生息地の再生の推進の重要性について追加</p> <p>平成 25 年 6 月に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」が改正され、その附帯決議において、希少野生動植物等の指定に関して 2020 年までに新たに 300 種を新規指定することを目指すことが明記された。</p> <p>以上の経緯を踏まえ、環境省では、我が国に生息する絶滅危惧種の保全を全国的に推進するために、基本的な考え方と早急に取り組むべき施策の展開を明らかにする「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」を作成しているところである。</p> <p>このように、環境省としては、法に基づく希少種の指定と併せて「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」に基づく絶滅危惧種の保全を早急に進める必要があり、希少種の指定に伴い、希少種が生息できる豊かな自然環境の確保も重要となることから、希少種の生息地の再生に努めることや、「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」に基づく絶滅危惧種に関する情報及び知見を踏まえた取組が重要となる。</p> <p>このため、自然再生基本方針の見直しにおいて、上記事項に留意する。</p>	-	<p>自然再生の実施者は、自然再生の取組が希少野生動植物種等の生息地の確保に繋がるという認識をもち、希少野生動植物種等の指定状況も踏まえた自然再生の取組に努めることが重要です。</p> <p>また、絶滅のおそれのある野生動植物種の保全戦略における絶滅危惧種に関する情報及び知見を参考としながら自然再生を実施することも重要です。</p>	5. その他自然再生の推進に関する重要事項（5）と（6）の間に「希少種・外来種の考慮」として追加
自然再生を実施している地域における生息域外保全の重要性	<p>自然再生を実施している地域における生息域外保全の重要性について追加</p> <p>自然再生を実施している地域において、地域固有の種の絶滅が危ぶまれ、絶滅を回避するための緊急的な措置が必要となる場合がある。</p> <p>従って、自然再生の取組と併せて生物や遺伝資源を自然の生息・生育地の外において保全する「生息域外保全」の考え方にに基づき、適切な対応を講じることが重要である。</p> <p>このため、自然再生基本方針の見直しにおいて、上記事項に留意する。</p>	-	<p>自然再生を実施している地域に、絶滅危惧種等が生息しており、緊急的な措置を講じないと種の存続が危ぶまれる場合、自然再生の取組と併せて、生物や遺伝資源を自然の生息・生育地の外において保全する「生息域外保全」の考え方を取り入れることも重要です。</p> <p>このため、自然再生の実施者は、必要に応じて、動物園や博物館、<u>植物園</u>など生息域外保全を行うことが可能な組織と連携を図りながら自然再生を進めることが重要です。</p>	
自然再生を実施している地域における外来種対策の重要性	<p>自然再生を実施している地域における外来種対策の重要性について追加</p> <p>自然再生を実施している地域においても、外来種の侵入が、地域固有の生態系に対する大きな脅威となっている。</p> <p>このような中、平成 24 年 12 月には中央環境審議会による意見具申「外来生物法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置について」がなされ、国内由来の外来種を含め、総合的な外来種対策を推進する必要性が指摘された。</p> <p>平成 25 年 6 月に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が改正され、外来生物が交雑することにより生じた生物も特定外来生物の選定の対象とされた。</p> <p>こうした状況も踏まえ、自然再生を実施している地域においても、自然再生の取組を通じて、特定外来生物に指定された外来生物が交雑することにより生じた生物や国内由来の外来種も含め、自然環境への脅威となる外来種の意図的又は非意図的な侵入を未然に防ぐよう努めることが重要である。</p> <p>また、自然再生を実施している地域に自然環境への脅威となる外来種の侵入が認められた場合、被害が拡大しないよう迅速な対応が重要であり、国が作成を進めている外来種被害防止行動計画（仮称）や侵略的外来種リスト（仮称）も参考としながら自然再生を実施することも重要である。</p> <p>このため、自然再生基本方針の見直しにおいて、上記事項に留意する。</p>	-	<p>自然再生にあたっては、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の規制の対象である特定外来生物だけでなく、国内由来の外来種も含め、自然環境への脅威となる外来種の意図的又は非意図的な侵入を未然に防ぐよう努めることが重要となります。</p> <p>また、自然再生の対象となる区域に自然環境への脅威となる外来種の侵入が認められた場合、迅速な対応を取ることが重要であり、国や地方公共団体等が提供する外来種に関する情報や知見を参考としながら自然再生を実施することも重要です。</p>	

ポイント5 東日本大震災との関係

現 状 課 題	必要な措置（案）	自 然 再 生 基 本 方 針		追加箇所
		現行規定	改訂（案）	
東日本大震災を踏まえた自然との共生を反映（1）	<p>東日本大震災を踏まえた自然との共生の反映</p> <p>平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、多くの人々の生命や財産に甚大な被害をもたらすとともに、自然環境にも大きな影響を与えた。この経験を踏まえ「自然共生社会」の実現に向け、自然再生基本方針の見直しにおいて、上記事項に留意する。</p>	-	<p>東日本大震災の発生により、豊かな恵みをもたらす自然は、時として大きな脅威となって災害をもたらすものであり、私たちはそうした両面性を持つ自然とともに生きていることを、改めて意識させられました。</p> <p>私たち日本人は、自然と対立するのではなく、自然に対する畏敬の念を持ち、自然に順応し、自然と共生する知恵や自然観を培ってきたことを踏まえ、自然再生の取組を進めていくことが重要です。</p> <p>【生物多様性国家戦略2012-2020を参照】</p>	1.(2)自然再生の方向性 キ その他自然再生の実施に必要な事項 に内容追加
	<p>グリーン復興プロジェクトの反映</p> <p>東日本大震災からの復興に向けて、国立公園の創設を核としたグリーン復興を目指すための指標となる「グリーン復興プロジェクト」が作成され、平成25年5月には東日本大震災により被災した三陸地域の復興に貢献するために「三陸復興公園」が創設された。</p> <p>本プロジェクトでは、東日本大震災からの復興に際しては、地域の暮らしを支える自然環境や森・里・川・海の繋がりなどの重要性を多くの人に理解してもらうための取組と、自然環境の再生を通して森・里・川・海のつながりを再生していくことが、豊かな自然共生社会を形成していくことに繋がることを明らかにしている。</p> <p>東日本大震災の被災地において、本プロジェクトの内容を踏まえた復興を進めることで、豊かな自然共生社会の構築に繋がる。</p> <p>このため、自然再生基本方針の見直しにおいて、上記事項に留意する。</p>	-	<p>東日本大震災からの復興にあたっては、地域の暮らしを支える自然環境や森・里・川・海の繋がりなどの重要性を多くの人に理解してもらうための取組と、自然環境の再生を通して森・里・川・海の繋がりを再生していく必要があります。</p> <p>このため、地震・津波の影響を受けた干潟や藻場等の生態系について、調査・モニタリングを実施し、その回復状況や地域の復興状況・意向を踏まえながら、自然再生の手法や体制を検討していくことが重要です。</p> <p>【グリーン復興プロジェクトを引用】</p>	
	<p>自然生態系の有する防災・減災機能の活用</p> <p>東日本大震災における津波により、多くの住宅や公共施設、農地などが甚大な被害を受けた。多くの海岸堤防や河川堤防が決壊した一方で、防潮林があった箇所では、ない箇所に比べて浸水高が低く、家屋の流出が抑えられたことなどから、自然生態系の有する防災・減災機能が注目されている。</p> <p>また、国連環境計画（UNEP）は、生態系の持続可能な管理、保護、回復が、災害リスクの軽減につながるとし、「生態系に基づく防災・減災」の重要性を示している。</p> <p>具体的な事例としては、サンゴ礁のリーフが嵐や津波から沿岸を守ることに繋がること、遊水池や湿地があることにより洪水時における被害の軽減に繋がっていることなど、自然生態系は災害による被害を軽減・緩衝する効果があることが明らかになってきている。</p> <p>このような中、環境省では自然生態系の防災・減災機能に関する定量的把握手法の開発を行うこととしている。</p> <p>このため、自然再生基本方針の見直しにおいて、上記事項に留意する。</p>	-	<p>自然生態系は通常では考えられないような豪雨や津波などの災害が発生した際に、その災害による被害を軽減し、地域を災害から守ることに繋がるものです。</p> <p>このため、自然再生の実施者は、自然生態系が地域を災害から守る緩衝機能を有していることを踏まえて自然再生に取り組んでいくことが重要です。</p>	

現 状 課 題	必要な措置（案）	自 然 再 生 基 本 方 針		追加箇所
		現行規定	改訂（案）	
東日本大震災を踏まえた自然との共生を反映（２）	<p>東日本大震災からの復興に関する地域の知恵の活用</p> <p>東日本大震災からの復興の取組の全体像を明らかにした「東日本大震災からの復興の基本方針」では、環境先進地域の実現に向けて、地域に根ざした自然との共生の知恵も活かしつつ、森・里・海の連携を取り戻すための自然の再生などによる自然共生社会を実現する旨が記載されたところである。東日本大震災からの復興は、この基本方針の内容にある自然との共生の知恵を活かして進められているところである。</p> <p>例えば、岩手県大槌町では、これまでの自然との共生の経験から、森林の間伐を進め豊かな森林環境を整備することで、カキの養殖において増産に繋がることや豊かな海環境の維持に繋がることが知られており、カキ養殖の復活と豊かな海の再生に向けて、森林の整備を推進している。</p> <p>今後、東日本大震災からの復興に際して地域における自然との共生の知恵を用いた取組情報について広く情報発信することで、自然共生社会の構築が全国的に推進されるようにする必要がある。</p> <p>このため、自然再生基本方針の見直しにおいて、上記事項に留意する。</p>	-	<p>自然共生社会を構築していくためには、東日本大震災による未曾有の被害からの復興の際に用いた自然との共生に関する地域の知恵が参考となります。</p> <p>このため、国や地方公共団体は、東日本大震災からの復興の際に用いた自然との共生の知恵について情報収集するとともに、その情報を広く発信するよう努める必要があります。</p>	<p>1 . (2) 自然再生の方向性</p> <p>キ その他自然再生の実施に必要な事項</p> <p>に内容追加</p>

ポイント6 生物多様性国家戦略2012-2020の促進

現 状 課 題	必要な措置(案)	自然再生基本方針		追加箇所
		現行規定	改訂(案)	
生物多様性国家戦略 2012-2020の反映	<p>生物多様性国家戦略 2012-2020 の反映</p> <p>平成 24 年 9 月に策定された生物多様性国家戦略 2012-2020 においては、生物多様性条約第 10 回締約国会議において採択された愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップが示されるとともに、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災を踏まえた今後の自然共生社会のあり方が示された。</p> <p>このため、自然再生の実施にあたっては、政府として定めた「豊かな自然共生社会の実現に向けたロードマップ」となる生物多様性国家戦略 2012-2020 を基本として取り組んでいく必要がある。</p>	<p>1 自然再生の推進に関する基本的方向</p> <p>(1)わが国の自然環境を取り巻く状況</p> <p>生物多様性の保全と持続可能な利用に関わる施策の目標と方向を示すものとして、平成19年11月に第三次生物多様性国家戦略が策定されており、また、平成20年6月には、生物多様性が人類の生存基盤のみならず文化の多様性を支えており、国内外における生物多様性が危機的な状況にあることを踏まえて生物多様性基本法が施行され、生物多様性の保全と持続可能な利用を総合的かつ計画的に推進することとなりました。</p> <p>自然再生の実施に際しては、これらを基本として取り組んでいく必要があります。</p>	<p>平成 20 年 6 月に施行された生物多様性基本法に基づき、平成 24 年 9 月に生物多様性国家戦略 2012-2020 が策定され、愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップが示されるとともに、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災を踏まえた今後の自然共生社会のあり方が示され、自然共生社会の構築や愛知目標の達成のための施策を推進することになりました。</p> <p>自然再生の実施に際しては、これらを基本として取り組んでいく必要があります。</p>	<p>1.(1)わが国の自然環境を取り巻く状況の内容を置き換え</p>
	<p>生態系サービスでつながる「自然共生圏」の認識</p> <p>平成24年9月に策定された生物多様性国家戦略2012-2020において、生態系サービスで繋がる自然共生圏で連携や交流を深めていくことが必要であり、生態系サービスの需給を通じた繋がりをそれぞれの範囲で認識し、相互に補完・依存して支えあう必要が明らかにされた。</p> <p>自然再生事業により再生される豊かな自然環境は、レクリエーションの場として活用されるなど、都市も含めて広域的に生態系サービスを提供するものである。</p> <p>このため、自然再生事業により生態系サービスの恩恵を受ける人々は、生態系サービスの供給源となる自然環境の破壊を招くことのないよう環境に配慮するとともに、自然再生の意義を認識することが大切です。</p> <p>このため、自然再生基本方針の見直しにおいて、上記事項に留意する。</p>		<p>自然再生の実施により再生される豊かな自然環境は、その実施地域のみならず、都市を含めて広域的に生態系サービスを提供するものです。</p> <p>このため、自然再生により生態系サービスの恩恵を受ける人々は、生態系サービスの供給源となる自然環境の破壊を招くことのないよう環境に配慮するとともに、自然再生の意義を認識することが大切です。</p>	<p>1.(2)自然再生の方向性に内容追加</p>
	<p>生態系ネットワークの図化を踏まえた自然再生</p> <p>平成24年9月に策定された生物多様性国家戦略2011-2020における具体的施策として、広域的観点から自然再生を展開するため、生態系ネットワークの図化をもとに、広域圏レベルで自然再生の目標に対する共通の認識を形成し、それに向かってさまざまな主体が自然再生を認識し、実施するための手法の検討を進める旨の内容が新たに追加された。</p>		<p>これに対する対応は、</p> <p>ポイント4：自然再生が進んできた結果の新たな課題への対応における「自然再生事業の部分的な実施から広域的取組への展開」の中の「生物多様性の現状や危機の状況等の地図化に基づく自然再生の推進」にて記載している。</p>	-

ポイント7 各省の施策の反映

現 状 課 題	必要な措置（案）	自 然 再 生 基 本 方 針		追加箇所
		現行規定	改訂（案）	
環境省の取組の反映	<p>自然資源を生かした観光の促進</p> <p>環境省では、世界を惹きつける国立公園の創出と発信に向けて、観光資源として極めてポテンシャルの高い国立公園や世界遺産の自然を生かして、国内外から多くの観光客を呼び込み、地域を活性化するため、戦略的な情報発信、貴重な自然環境の質の高い保護・管理、重点的な施設の整備と運営管理の充実、エコツーリズムの推進等の取組を実施していくこととしている。</p> <p>自然観光資源を再生することでエコツーリズムの推進に繋がる自然再生の取組は、自然資源を生かした観光の促進と地域の活性化の推進にも繋がるものである。このため、自然再生基本方針の見直しにおいて、上記事項に留意する。</p>	-	<p>自然再生の実施者は、自然再生が自然環境の質の向上を図ることにより、エコツーリズムなど自然資源を生かした観光の促進と地域の活性化の推進に繋がるものであることを認識することが重要です。</p>	1.(2) 自然再生の方向性に内容追加
	<p>生態系維持回復事業との連携の創設</p> <p>生態系の維持・回復を図る必要があるとして、平成21年に自然公園法を一部改正し、生態系維持回復事業を創設し事業を推進しているところである。</p> <p>自然再生事業は、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的としているものであるが、前提として自然環境が損なわれないようにすることが肝要であり、損なわれるおそれがある自然環境に対しては、予防的かつ迅速な初動対応が必要となる。また、自然再生がなされ修復された自然環境は脆弱であるため、その再劣化が生じないための取組が重要である。</p> <p>このため、自然再生基本方針の見直しにおいて、上記事項に留意する。</p>	-	<p>自然環境は、ひとたび損なわれると、その再生には多大な時間と労力が必要となります。このため、自然環境の維持管理を適切に行い、自然環境が損なわれないような予防的な対応が重要です。</p> <p>また、自然再生後の自然環境についても、再劣化を生じさせないための取組が重要です。</p> <p>このため、国などは、自然環境の再劣化による自然再生が必要となるような事態を避けるため、生態系を維持・回復させる措置を地域の関係者とともに進めるよう努めることが重要です。</p>	1.(2) キその他自然再生の実施に必要な事項に内容追加
国土交通省の取組の反映	<p>国土交通省の取組</p> <p>国交省では、「国土交通省環境行動計画」に基づいて、自然共生と生物多様性の保全の取組を推進してきた。この取組については、「政策レビュー」としてフォローアップされており、引き続き取り組むことが重要とされている。また、これを踏まえて、「国土交通省環境行動計画」の見直しを平成25年度に行う予定である。</p> <p>また、平成24年8月に「社会資本整備重点化法」に基づき、社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するために「社会資本整備重点計画」が策定され、本計画の中で、中長期的な政策課題及びそれに対応する事業として、18のプログラムが示され、その中の一つのプログラムとして、「生物多様性を保全し、人と自然の共生する社会を実現する」ことが示された。</p> <p>このため、自然再生基本方針の見直しにおいて、留意する。</p>	-	<p>自然共生社会の実現に向けて、社会資本整備と併せた生物の生息・生育環境の確保等、自然環境の保全・再生・創出に取り組む必要があります。たとえば、特別緑地保全地区等の指定の促進等による緑地の保全・緑化の推進、河川が本来有している生物の生息・育成・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために河川管理を行う多自然川づくり、港湾整備により発生する浚渫土砂を有効活用した干潟の再生等の取組の一層の推進が必要です。この際には、国・地方公共団体・企業・地元住民等との連携によるエコロジカル・ネットワークの形成など、多様な主体との連携・協働の視点を重視することが重要です。</p>	1.(2) キその他自然再生の実施に必要な事項に内容追加

ポイント8 自然再生の果たす役割（繋げていく感性）

現状課題	必要な措置（案）	自然再生基本方針		追加箇所
		現行規定	改訂（案）	
<p>情緒豊かな心を風流を育む自然環境の重要性</p> <p>【 - 4 ほか】</p>	<p>情緒豊かな心を風流を育む自然環境の重要性について追加</p> <p>日本には、鈴虫の音の鑑賞やススキを供え満月を愛でるなど、遙か昔から続く文化がある。これらは、豊かな自然環境とともにあり、風流を育む源となるものである。</p> <p>我が国は、日常生活の一部として自然環境があることにより、遙か昔から続く自然環境と密接な関係を持つ文化を有しており、これは、国土全体にわたる豊かな自然はもとより、地域が有する独特の自然環境の影響も色濃く受けて育まれているものである。</p> <p>例えば、小動物や草花を楽しむ季節を読みとる感性である「花鳥風月」や花見、蛸狩り、月見、紅葉狩り、雪見などの日本の有する豊かな自然環境を礎とする文化がある。また、地域が有する独特の自然環境の影響を受けている文化としては、野焼きなどの自然の維持管理手法やふなずしなどの伝統的食文化などがある。</p> <p>このような文化は、豊かな自然環境とともにあり、情緒豊かな心を育む源となるものである。</p> <p>このため、自然再生基本方針の見直しにおいて、上記事項に留意する。</p>	-	<p>鈴虫の音の鑑賞や満月を愛でるなど遙か昔から続く文化は、風流を育む源となるものである。</p> <p>我が国が有する文化は、自然環境と密接な関係を持ち、国土全体にわたる豊かな自然はもとより、地域が有する独特の自然環境の影響も色濃く受けて育まれているものです。</p> <p>例えば、小動物や草花を楽しむ季節を読みとる感性である「花鳥風月」や花見、蛸狩り、月見、紅葉狩り、雪見などの文化や、野焼きなどの維持管理手法やふなずしなどの伝統的食文化は、地域の豊かな自然環境とともにあり、情緒豊かな心を育む源となるものです。</p> <p>これを絶やすことなく、後生に継承するとともに、文化を継承できる豊かな自然環境を守っていくことが重要です。</p>	5.(9)その他自然再生の推進に関する重要事項に「自然再生の役割（繋げていく感性）」として追加
<p>伝統的手法の保存・継承の重要性</p>	<p>伝統的手法の保存・継承の重要性について追加</p> <p>伝統的な手法を行ってきたことを踏まえ、このような手法のうち自然と調和した細かで丁寧な手法について、地域における経験と実績に基づく知見の把握に努め、自然再生の手法として用いていく必要性については、現行の基本方針にも記載されているところであるが、伝統的手法の継承の必要性については、記載されていない。</p> <p>自然に係る伝統的手法は、地域住民が暮らしを通じて地域の環境を認知・理解・評価し、様々な働きかけを行いながら築きあげ、世代を超えて継承されてきたものである。</p> <p>例えば、阿蘇草原では、野焼きという伝統的手法を活用することにより、地域の自然環境を保全・再生しており、このような遙か昔から継承されてきた伝統的手法を絶やさないようにしなければならない。</p> <p>このため、自然再生基本方針の見直しにおいて、上記事項に留意する。</p>	<p>(2)自然再生の方向性</p> <p>ウ 科学的知見に基づく実施</p> <p>～（前略）～</p> <p>伝統的な手法を行ってきたことを踏まえ、このような手法のうち自然と調和した細かで丁寧な手法について、地域における経験と実績に基づく知見の把握に努めるとともに、特に、地域によっては、火入れや池さらいなどの実施が自然のかく乱の代替として生物多様性の維持に必須であるなど、その有効性を確認しつつ、自然再生の手法として用いていくことも必要です。</p>	<p>地域に根付いた伝統的手法は、地域住民が暮らしを通じて地域の環境を認知・理解・評価し、様々な働きかけを行いながら築きあげ、世代を超えて継承されてきたものです。</p> <p>自然再生の取組にあたっては、地域に根付いた伝統的手法を活用するとともに地域の伝統的手法を次世代に継承していく必要があります。</p>	
<p>自然環境が織りなす「美しい」景観の形成について</p> <p>【 - 5、 - 2】</p>	<p>自然環境が織りなす「美しい」景観の形成について追加</p> <p>良好な自然環境は、美しく風格ある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境に必要なものであり、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恩恵を享受できるよう、その整備及び保全を図る必要がある。</p> <p>例えば、農業分野では、農村の棚田等が有する水や緑の農村景観を維持・再生すること、自然環境分野では、国立公園等自然環境の保全・再生による優れた自然景観を公園利用者等に提供すること、社会資本整備の観点では、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育環境及び多様な河川景観を保全・創出するために河川管理を行うことなどにより、美しい地域景観の確保に資することも重要となる。</p> <p>このような自然環境が織りなす「美しい」景観は、地域固有の資産であり、地方公共団体等地域が積極的に方向性を打ち出し、国や地域住民と連携を図りながら進めることが重要である。</p> <p>このため、自然再生基本方針の見直しにおいて、上記事項に留意する。</p>	-	<p>自然再生の取組は、自然環境を保全・再生していくものであると同時に、豊かな景観の保全・再生に繋がるものです。</p> <p>自然環境が織りなす「美しい」景観は、地域固有の資産であり、地方公共団体等は、その方向性を明らかにし、地域と一体となって、「美しい」景観を形成し、国民への提供に努めることが重要です。</p>	

現状課題	必要な措置(案)	自然再生基本方針		追加箇所
		現行規定	改訂(案)	
<p>自然再生の取組や手法を生かした地域コミュニティ再生の重要性について</p> <p>【 - 3 】</p>	<p>自然再生の取組や手法を生かした地域コミュニティ再生の重要性について追加</p> <p>現在の日本において、社会構造の変化や少子高齢化、人口減少に伴い、地域コミュニティが縮小し、その継続が難しくなっている地域もある。</p> <p>自然再生を実施している地域では、自然再生の実施者が中心となって取り組む中で、地域住民との輪が広がり、地域コミュニティの形成に一役を担っているところもある。</p> <p>例えば、中海では、地域の方々とともに自然再生活動を行っているほか、自然再生の取組によって戻りつつある豊かな自然環境で育まれた食材を使って郷土料理をつくるイベントなども多数開催している。また、久保川では、自然再生の取組を地域の生業とするための挑戦が行われているなど、自然再生の取組自体が地域コミュニティの保全・再生の一役を担っている事例もある。</p> <p>このように、自然再生の取組は、地域住民とともに行うものであり、地域独特の自然や文化と密接な関わりを持つものであることから、地域コミュニティの維持・再生に繋がる可能性も秘めているものである。</p> <p>このため、自然再生基本方針の見直しにおいて、上記事項に留意する。</p>	-	<p>自然再生の取組は、地域住民とともに行うものであり、地域独特の自然や文化と密接な関わりを持つものであることから、地域コミュニティの維持・再生に繋がるものである。</p> <p>このため、地方公共団体等は、地域コミュニティの保全・再生に資する自然再生の取組に対して、必要な支援に努めることが重要です。</p>	<p>5.(9)その他自然再生の推進に関する重要事項に「自然再生の役割(繋げていく感性)」として追加</p>